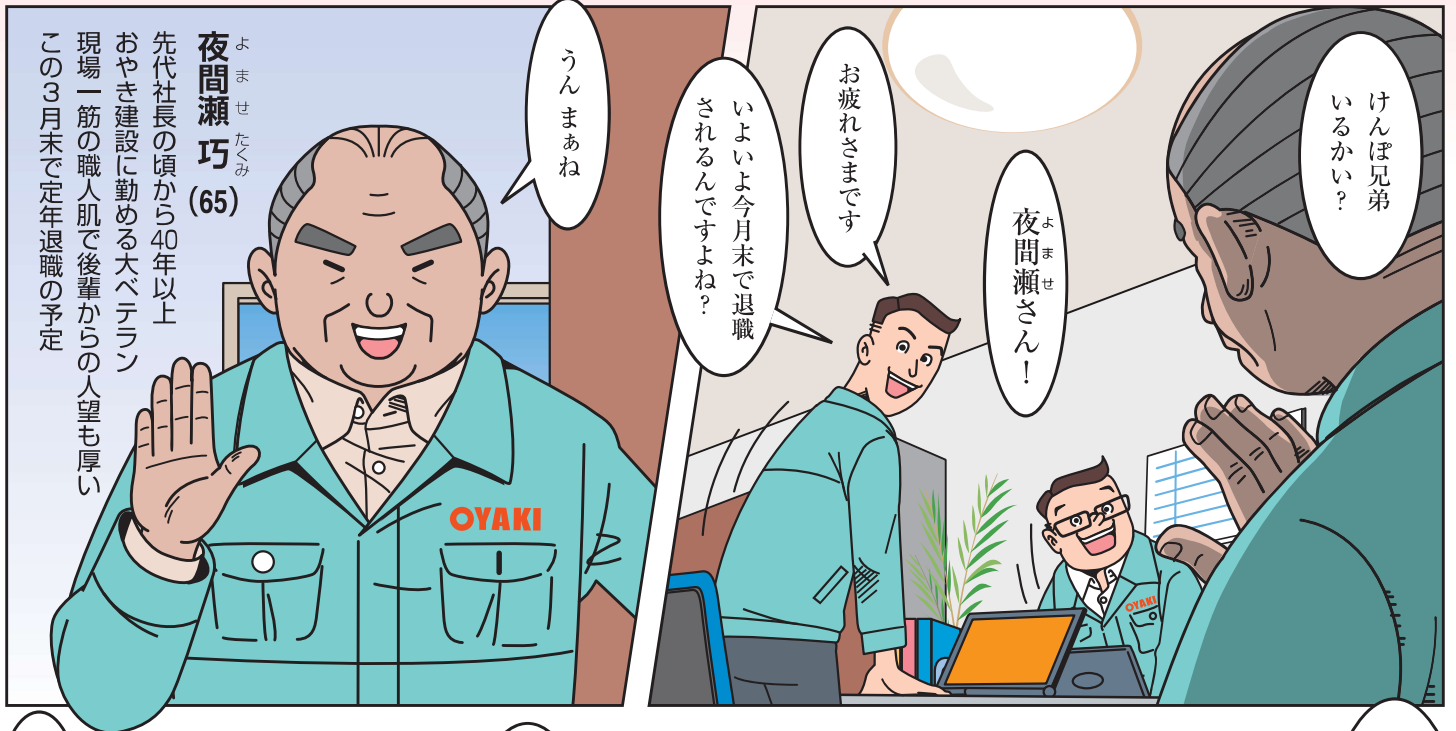
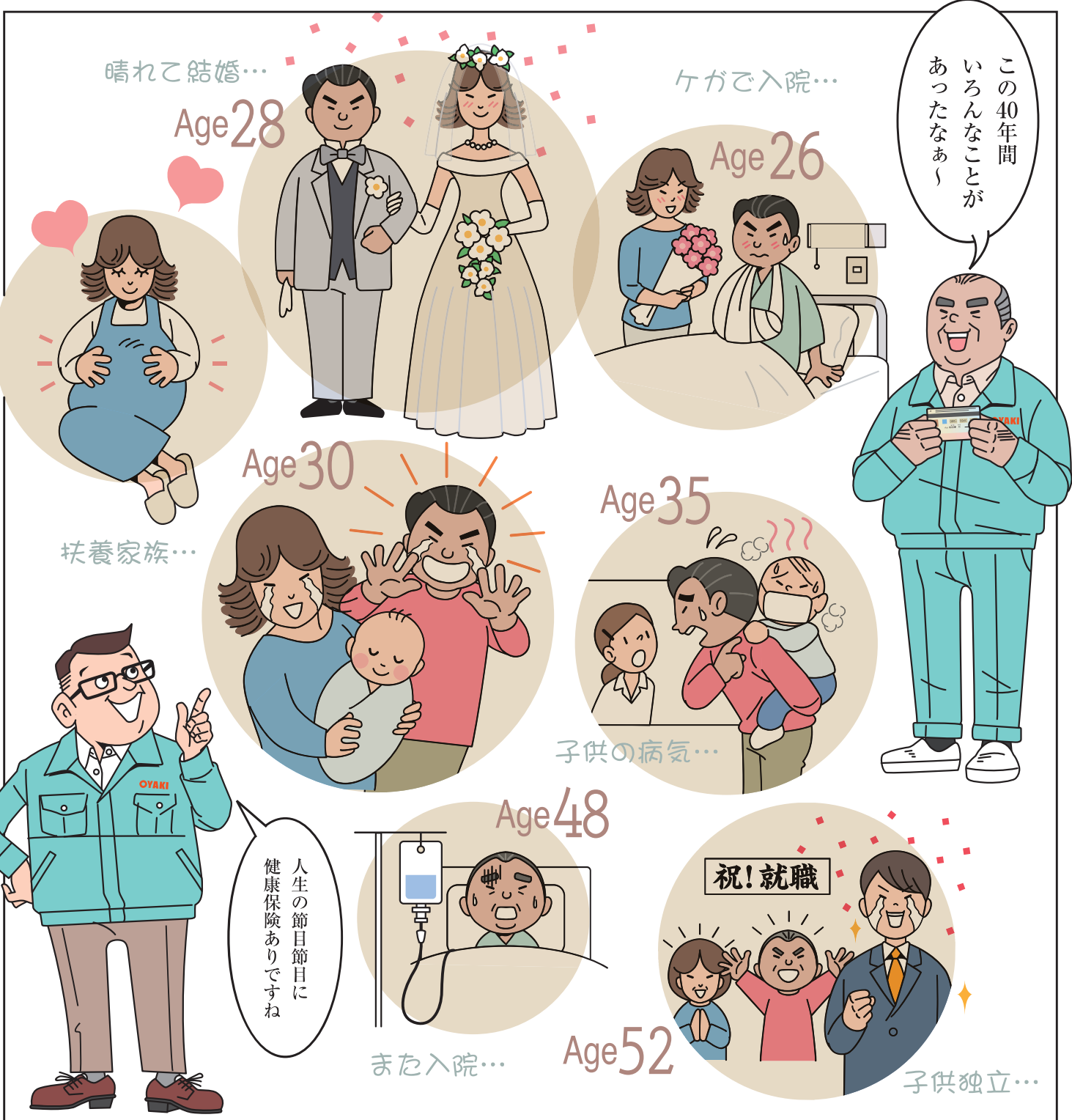
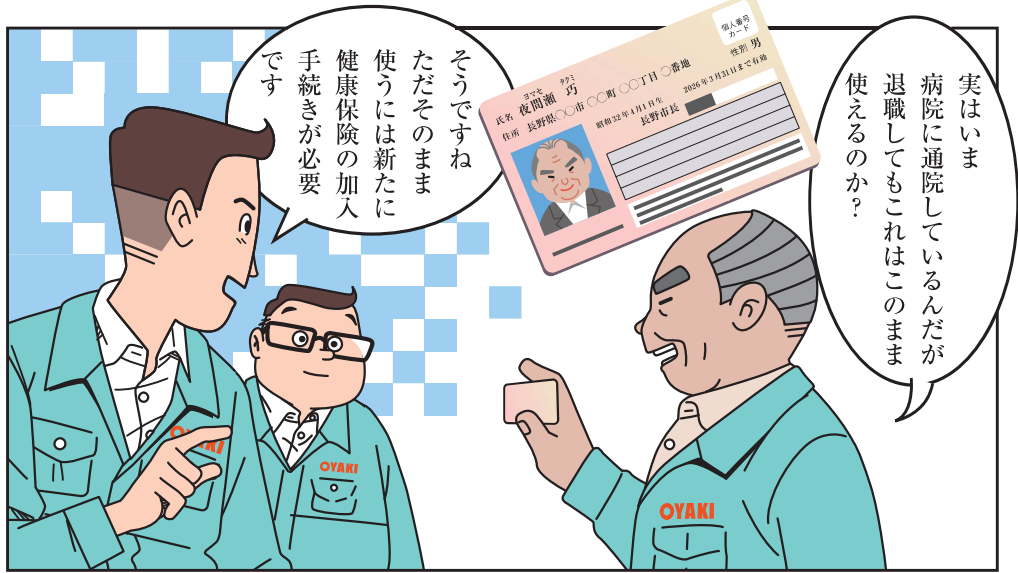
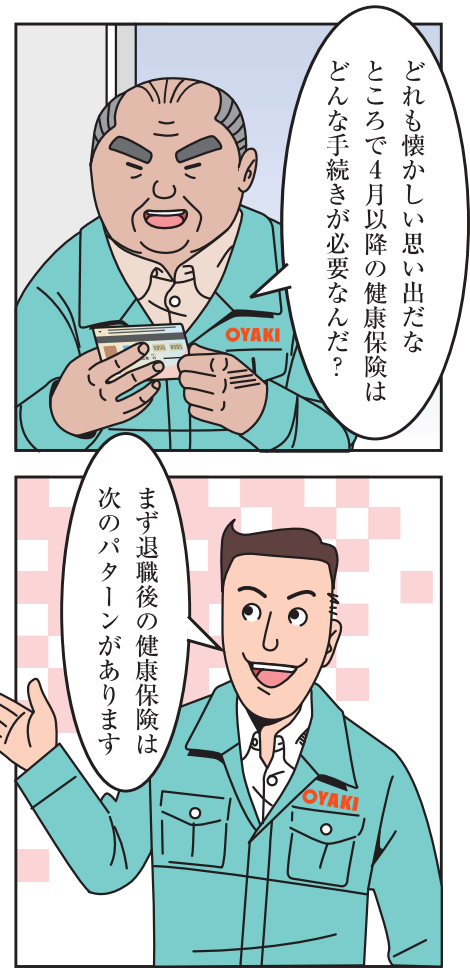
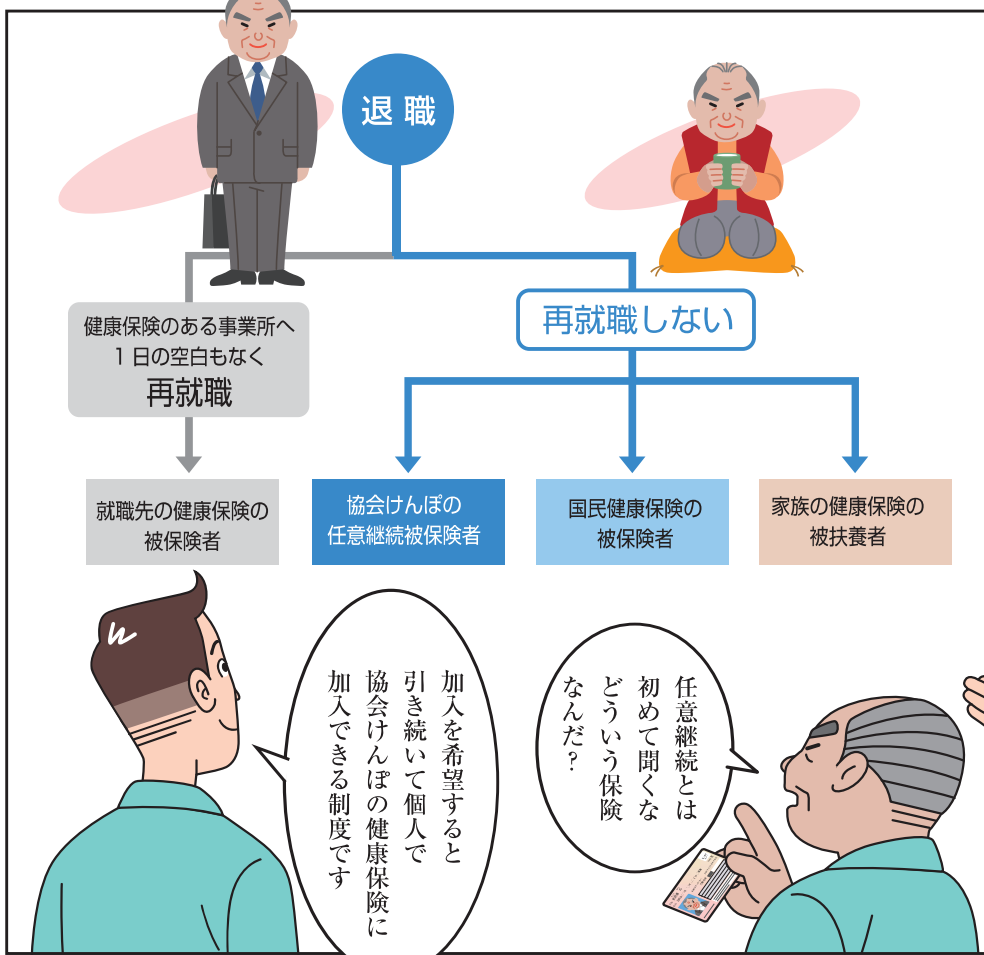


# 退職後の健康保険は どうしよう？







**加入要件**

- 退職日までに被保険者期間が継続して2ヵ月以上あること
- 退職日の翌日から20日※以内に資格取得申出書を提出すること(必着)  
※土日・祝日を含む

**加入期間**

加入できるのは最長で2年間です(退職日の翌日から加入)

**資格喪失**

任意継続被保険者は右のいずれかに該当する場合のみ資格を喪失します

**任意継続被保険者の資格を喪失するとき**

- ① 保険料を納付期限までに納めなかったとき
- ② 任意継続被保険者となった日から2年を経過したとき
- ③ 任意継続被保険者が亡くなったとき
- ④ 就職等により健康保険・共済組合等の被保険者になったとき
- ⑤ 75歳になった等の理由により、後期高齢者医療制度の被保険者になったとき
- ⑥ 資格喪失を希望したとき

※③・④・⑤・⑥の場合は資格喪失申出書の提出が必要

**手続き**

お住まいの都道府県の協会けんぽ支部へ資格取得申出書を提出

### 1ヵ月の保険料

退職時点の標準報酬月額

×

お住まいの都道府県別健康保険料率

=

任意継続の保険料

上限標準報酬月額32万円  
(令和7年度時点) (★)

40～64歳の方は  
介護保険料が上乘せ

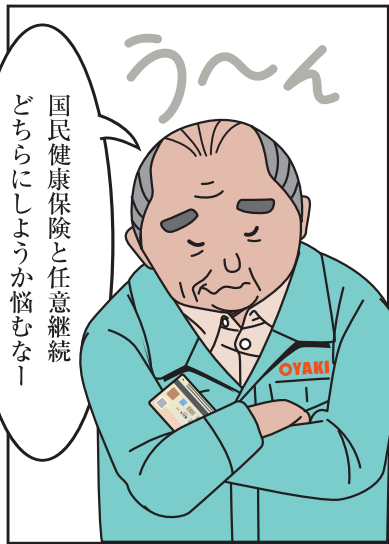
会社にお勤めの時は会社と折半して  
いましたが任意継続では全額自己負  
担することになります

※資格取得日の属する月から  
保険料がかかります(1ヵ月分)

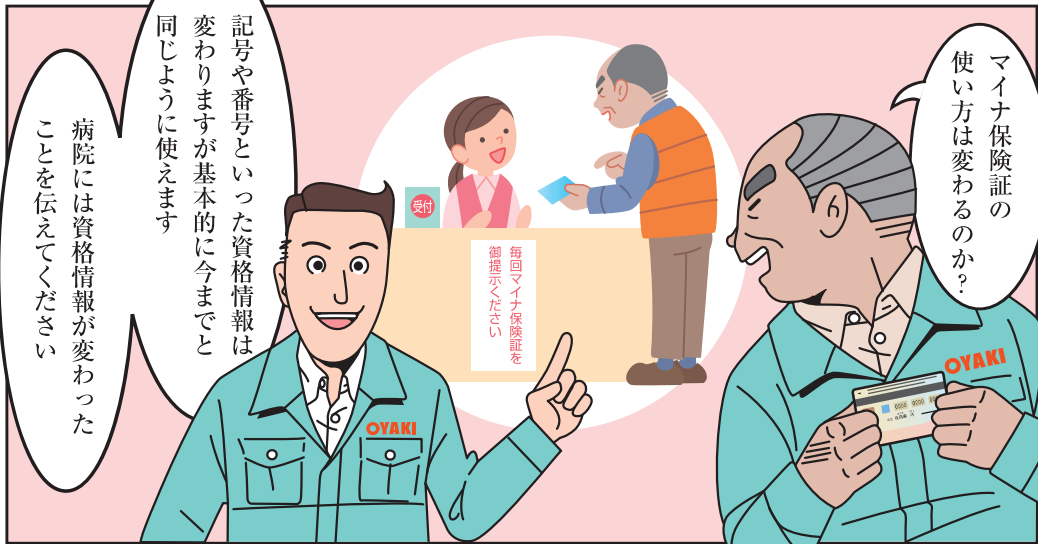
はい  
ただし任意継続の  
保険料には上限が  
あります  
(上図★部分参照)

なるほど  
任意継続にすると  
保険料は今までの  
倍くらいになるんだな



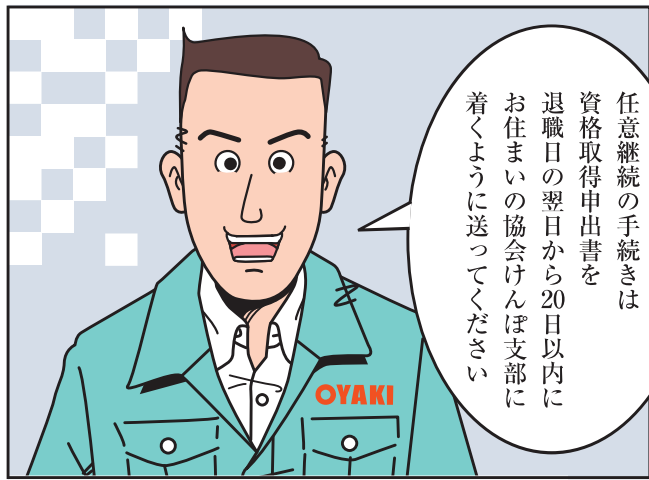


国民健康保険と任意継続  
どちらにしようか悩むなー



記号や番号といった資格情報は  
変わりますが基本的に今までと  
同じように使えます  
病院には資格情報が変わった  
ことを伝えてください

マイナ保険証の  
使い方は変わるのか？



任意継続の手続きは  
資格取得申出書は  
退職日の翌日から20日以内に  
お住まいの協会けんぽ支部に  
着くように送ってください

### 国民健康保険を選択する場合

前年の所得 → 退職後の国民健康保険料

・前年の所得ベースで計算される

---

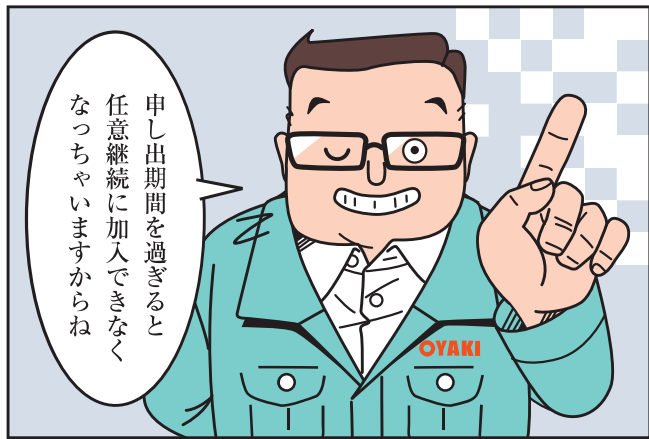
### 任意継続を選択する場合

退職時点の標準報酬月額  
(上限月額は32万円) → 退職後の任意継続保険料

・退職時点の標準報酬月額ベースで計算される  
・上限が設定されている

加入する健康保険は保険料で比較するのがわかりやすいですよ

そうか  
それじゃあ国民健康保険の保険料と比べて手続きをしようかな



申し出期間を過ぎると  
任意継続に加入できなくなっちゃいますからね



任意継続保険制度や申請方法、  
必要書類などについて詳しくはこちら

昔の保みたいに  
期限を過ぎないように  
気を付けないな！

さあ

さ

さあ